

厚生常任委員会

平成30年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	国 保 医 療 課 長 補 佐	細川 友希
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小村委員

委員長 全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。
会議録署名委員に、中川委員、小村委員のお二人を指名いたします。
お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、付託議案であります（1）議案第32号 斑鳩町国民健康
課長 保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

それでは、はじめに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 それでは、条例の改正内容につきまして、末尾にございます要旨によ
課長 りましてご説明を申しあげます。

今回の一部改正につきましては、マイナンバーによる情報連携の運用が開始されたことに伴いまして、特例対象被保険者等による申告について、当該情報連携による対象者であることの実を確認できる場合、雇用保険受給資格者証の提示を不要とするよう改正を行うものでありま

すが、もう少し具体的に申しあげますと、会社の倒産や自分の意思に反した解雇などで離職された方、いわゆる非自発的失業者の方が国民健康保険に加入される場合、雇用保険の受給資格を有する65歳未満の人でありましたら、国保税の計算や軽減判定などに用います所得のうち、その方の給与所得について100分の30に相当する金額でみることとなっております。そのため、雇用保険の受給資格の発生事由が、本当に非自発的失業によるものなのかを雇用保険受給資格者証により確認しておりますが、それに加えましてマイナンバーによる情報連携でも確認ができるようになっておりますので、その対応として条例の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上で、議案第32号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員皆様方にはよろしくご審議をたまわりまして、何卒原案どおりご可決たまわりますよう、お願いを申しあげます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、こういう形で出てきまして、要旨のところ見させていただいてますと、今も説明ありましたけども、情報連携によって対象者であることの実態が把握できる場合というふうには書いてるんですけども、これ対象になる方で、連携で実態を把握できない場合っていうのはあるんですかね。

国保医療課長 連携によりましては、基本的には確認できるというふうにはお聞きしておりますけれども、確認できるタイミングが雇用保険受給資格者証が発行されるタイミングと同じ時期になりますので、実際のところは運用としましては、雇用保険受給資格者証をお持ちいただきまして、確認をさせていただいている状態です。

木澤委員　この対象の方ですね、実績っていうんですか、例えば昨年でしたら何人とか、どれぐらいの方が毎年っていうんですかね、おられるんですかね。

国保医療課長　申請者ですが、昨年度につきましては37名の方、28年度で40名の方、27年度で68名の方がございました。

木澤委員　それとこの対象なんですけども、斑鳩町で減免制度つくってますけども、ちょっと確認したいんですけど、町独自のつくっている制度として対応するっていうことなのか、それかこの法律の改正の中で、こういう人はこういうふうに対応しなさいよという決まりがあるのか、そこもちょっと確認させていただけますか。

国保医療課長　これにつきましては、もう制度としてございますので、町独自の減免ということではございません。

木澤委員　今回、マイナンバーの情報連携というのが非常に気になったんですけども、特にこのマイナンバーの連携を使わなくても当然雇用保険受給資格者証の提示だけでも問題ないということですかね。

国保医療課長　おっしゃるとおりでございます。

課長

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって、議案第32号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第３４号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、議案第３４号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

長寿福祉課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例の要旨の方をごらんいただけますでしょうか。

それでは、本条例の内容について、要旨により説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、介護保険の自己負担割合等の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に規定されている長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額等を控除して得た額を用いるための改正を行うものでございます。

施行期日でございますが、平成３０年８月１日から施行いたします。

以上、議案第３４号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 この中にある長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額等を除して、控除して得た額というのは、もう少しわかりやすいように説明してもらえませんか。

長寿福祉課長 代表的なのがですね、収用の交換等のために土地等を譲渡された場合、道をつけますとか、そういった場合、最大5千万控除等がございます。それとか、もう1つ居住用財産を譲渡した場合3千万、最大ですけども、控除がございます、そういった長期譲渡所得等、今まではそれを所得として見まして、それで利用者負担等を行ってたんですけども、それが控除後の一時的な発生のものでありますので、通常の方の所得等を見て今回改正が、国の方でされましたので、併せて条例の方、改正するものでございます。

木澤委員 そうすると、斑鳩町に入ってくるお金っていうんですかね、っていうのは特に影響はないということですか。

長寿福祉課長 介護保険の利用者負担で申しますと、今まででしたら所得になっておりましたので、2割負担とかになられてた方が、もともと非課税のかたでありましたら、その所得になりませんので、控除されますので、本来の今までの非課税の1割負担等で受けられるという形でございます。

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第34号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

その前に、去る5月26日に開催をいたしました、いかるがの里・クリーンキャンペーンには、公私お忙しいなか、ご参加をいただきまして、ありがとうございました。当日は、大きなトラブルもなく、無事開催できましたことをご報告申しあげます。

それでは、継続審査の説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、平成29年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料1に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

資料1の1ページから3ページにかけて、ごみ排出量の種類別・月別比較といたしまして、家庭系廃棄物・資源物、事業系の3区分につきまして、それぞれ比較をしております。

1ページ目の家庭系廃棄物につきましては、可燃ごみから有害・危険なごみに至るまで、平成29年度では、粗大ごみを除きますと、すべて平成28年度の排出量を下回っており、その量は約113トン減少の約2,871トン、率でいいますと3.8%の減少となっております。

次に2ページ目の家庭系資源物でございます。

資源化処理をするために回収いたしました7種類のうち、4段目以降の食品トレイ、生ごみ、枝葉・草類、小型家電につきましては、平成28年度より排出量は減少しておりますが、それ以外の1段目のビン類・缶類、その他プラにつきましては、排出量が増加し、ペットボトルにつきましては、ほぼ横ばいの状況でございます。

また、生ごみにつきましては、平成28年度末では、79自治会6,388世帯であったモデル世帯が、平成29年度中に10の自治会270世帯が新たに加わり、89自治会6,645世帯になりましたが、排出量は平成28年度と比較いたしまして、1.1%、約4.2トン減の381トンであり、これを堆肥化処理したところでございます。

モデル世帯が増加いたしましたのに対し、排出量が減少いたしましたのは、前回の本委員会においてご報告させていただきましたが、「ゼ

ロ・ウェイストのまち 斑鳩」の実現を目指してをテーマに、「環境井戸端会議」におきまして、食品ロス削減等についてお話をさせていただいてきたところでございますが、この食品ロス削減に対する住民の皆さんの理解が少しずつ広がってきているのではないかと考えております。

これらの結果、資源物の回収量は、平成28年度と比較いたしまして、1.7%、約30トンの減少となっておりますが、家庭系全体の量といたしましては、3%、約83トン減少の4,627トンとなったところであります。

次に、3ページの事業系ごみにつきましては、平成28年度に1店舗、平成29年度も3店舗増加した影響もあり、平成28年度と比較いたしまして、0.4%、約6トン増加の1,622トンとなっております。

以上のことから、平成29年度の家庭系・事業系を合わせました排出量は、6,249トンとなっており、2%、約113トンの減少という状況でございます。

次に、奈良県や全国と比較いたしまして、どのような状況になっているかということにつきましては、次の4ページで排出量、資源化率の比較をお示ししております。

現時点では、奈良県や国のデータにつきましては平成28年度までしか公表されておりませんので、それとの比較になりますが、ごみ排出量につきましては、住民一人1日あたりの指標で表しております。

当町は、平成29年度、町民一人1日あたり722gの排出量となっておりますが、奈良県民一人あたりでは905g、国民一人あたりでは925gの排出量となっております。

次に資源化率につきましては、当町では、平成29年度は前年度より0.7ポイント減少の54.2%となったところで、奈良県の市町村の平均15.2%、全国の市町村の平均20.3%と比較いたしまして高い値で推移しているところでございます。

しかしながら、当町は5月8日に全国の自治体で4番目のゼロ・ウェイスト宣言制定の町となりましたが、先行3自治体の状況をみますと、排出量、資源化率ともに、まだまだ及ばない状況でございます。

今後、斑鳩まほろば宣言・行動宣言に基づきまして、ごみの発生抑制、再利用のツールを推進し、排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うということで資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 粗大ごみについては、家庭系の方ですね、増えているということですが、これ傾向と違って何かあるんですかね。

環境対策課長 粗大ごみの排出状況であります、平成、古い話なんですけども、平成12年度では約300トンでございまして、そのあと年々減少してきており、ここ数年は90トン台で推移している状況であります。

ここ数年は、平成28年度を除きまして年々増加傾向にあるところでございますが、最近相談が増加しておりますのが、おひとり暮らしの高齢者の方で、家族の方が遠方に住んでおられる、その高齢者の方がお住まいを離れられ施設に入所されると、あるいはご家族の元へ転居されるということにあたりまして、家の中にあります家具ですね、家具などを処分したいという相談で、実際そういった持込み件数も増加しており、そのことが排出量に影響しているものというふうに考えております。

木澤委員 これからも、2025年に向けてですね、高齢化も進んでいきますし、相談件数も多くなってくるというふうに思いますので、どこまでどういうふうに対応してくれてはるのか、ちょっとわかりませんが、丁寧に対応していただいて、ご家族の方にもですね、いろんな情報提供なんかもしてあげていただければなというふうに思いますので、お願いして

おきます。

それともう1点、ここで聞いていいかわからないんですけど、今まで拠点回収をするということで、ボックスの設置ですね、を、固定のボックスの設置については、毎年予算も組んで計画的に設置をしてきてはると思うんですけども、それ以外に今簡易型のポコッと組み立てるっていうんですかね、やるやつとか、前に下にチェーンがついてて、網になっているようなやつとか、今、いろんなタイプのやつが町の方でも持っていてくれると思うんですけど、それについては自治会から要望があった時に無料で提供されているのか、今の設置状況と違ってというのはわかりますかね。

環境対策
課長

ボックス型のネットは、一応自治会の方で、まずごみ置き場の方でカラス等ですね、荒らされるということで、まず、その自治会、班の方で対策を講じていただくと、その際に普通のネットですね、ネットはその個人さんが来られましたら、無料でお渡しさせていただいております。それで対策を講じていただいている中でも、やはり猫、カラス等に荒らされるという状況であれば、とりあえず相談をいただく中で各自治会に1つモデル的にお渡しをさせていただいておる状況です。その際にも一応自治会の方にご協力といたらなんですけども、生ごみの分別がもしされてない地区等でありましたら、そういったご協力をいただくとか、そういう相談も交えながら1個は提供させていただく、ただまあ、2つ、3つ目となりますと、有料でご購入いただいております、各自治会の方で購入いただいております。

木澤委員

単純にですよ、固定型の鉄のやつですね、を設置する方が費用的には高くつくんじゃないかなというふうに思うんです。それはただ、町の方で全額出して、設置をするというふうにされていると思うんですけど、そのネット型のやつですね、あちらの方は1個無料で自治会に提供しているということですけど、それ以降は有料にしているという考え方の違いですね、というのはどこにあるんですか。

環境対策課長 1個というのは、あくまでもこういった対策がありますということで、モデル的にお渡しをさせていただいていると、本来では自治会の方、班の方で購入いただくんですけども、相談のある中でこういったものがあります、こういう対応できますというモデル的にお渡ししているということで1個ということにさせていただいております。

木澤委員 もともと個別回収をしているところから、町として拠点回収をさせてほしいと言うてお願いしていく中で、まとめて出させていただくという、そういう場所を設置していくということで考えると、なかなか固定式で置けるところがないところもありますんで、そうするとどうしてもこの簡易型の、普段は折りたためてごみ収集の日だけ設置をしたいというところは非常に多いんじゃないかなというふうに思うんです。そういうやっぱり要望が結構多くなってきているし、私の近所でもいろいろ聞くんですね、なかなかそれを自治会の方で費用負担してくださいっていうのはどうなのかなと、町の方がお願いして拠点回収をさせてもらっているというのに、そこはまあ町が費用を出して設置していくべきではないのかなと、ちょっと思いましたんで、これちょっとまた検討していただけますかね。今すぐにどうこうっていう答弁いただきたいと思いませんので、ちょっとこの間そういうのがありましたんで、この機会にですね、ちょっと提案させといていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。 小村委員。

小村委員 1枚目の有害危険なごみの2月が前年比2,033.3%とすごく目立って大きい数字なんですけども、これ原因というか要因がわかるのであれば教えていただきたいんですけども。

環境対策課長 月ごとでは持込み等で有害、持ってこられるということで、この増えておるところは年4回有害ごみ等の回収をしている、その回収によって

増えた、増加したものでございます。

小村委員 それは、そしたら28年度と29年度では回収というのが変わったということですか。変わったからこの5月と2月がこんだけ伸びているということなんですかね。

環境対策課長 28年度につきましては3月の回収日で、29年度につきましては、2月の回収日であったと、そういうことで。収集日の方、粗大ごみの第5水曜日に新たに設定したということで増加したということでございます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時24分 休憩)

(午前9時25分 再開)

委員長 再開いたします。 乾副町長。

副町長 有害危険なごみにつきましては、収集日の設定が第5水曜日ということで設定をしておりますので、28年度と29年度では収集日の月が違うということになっておりますので、多い月と少ない月が出てくるということでございますので、全体で比べますと若干減ってますけど、あまり変わらないという状況になっております。

委員長 課長、さきほどの、粗大ごみと有害ごみ。 東浦環境対策課長。

環境対策課長 先ほど小村委員の質問に対しまして、有害ごみのところを粗大ごみと言ったところがあるので、訂正をさせていただきたいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員

ごみのね、指定袋の件についてお伺いしたいんですけども、ごみがね、だんだんと排出量が、たくさん資源に出す分には十分ですけど、実際に可燃のごみとかは量が少なくなっているのと、可燃のごみは有料なので、大・中・小と袋があって、だんだんと小さい袋で間に合うようになってはいるけれども、その他の小型のごみがない大きな袋でね、されている分とかね、もったいないっていうか、そういうことをおっしゃる方もあるんですけども、大きな袋だったり、小さな袋だったりとか、まとめて発注されているのだと思うんですけども、その手持ちがあってもう少し小さい袋が導入されないのか、その辺のこと教えていただきたいのと、それから生ごみの回収のボックス、大きいな四角いのと、小さいまるいバケツの大きいみたいなのとありますけども、あの中に設置していただいているポリ袋っていうか袋、透明の袋、すごい立派で分厚くてすごい上等そうな大きいのが入っているんですけども、あれも1度開けたら次の時には再生でなく、また新しいのが使われてますけども、それも何か、あとどういうふう処理しているのか、もったいないなっていう気がするんです。ごみの視察というか行かせていただいたときに、プラスチックごみの袋を開けて、中を分別というか分けてコンベアに乗せて、その袋自身も再生に回しますっていうふうにおっしゃっていたと思うんですけども、今言った生ごみのために使われているビニールの袋っていうか立派な分もそういう形で再生にしているのだとすると、1回の使用にすごい立派な袋が使われているのでね、小さいことですけど、その辺はいかがでございましょうか。

環境対策
課長

まず1点目のごみ袋の発注ですが、小さい袋といいますのは、可燃につきましては大・中・小、不燃につきましては大と中、枝葉剪定につきましては大ですね、あと、それぞれ資源物の大と中のと、ビニールでしたら大ということで、小、小さいのとなりますと、可燃等になるんですけど、ただ、可燃の小を作っておりますのは、やはりご自宅の方で排出されるまでの、保存できない、不燃等ですと排出日まで庭先に置いてい

ただく等で衛生的にも問題がないということで大きさも多種類つくるよりは効果的だということで、大きさも大と中のみで小は設定していない状況であります。

あとは、これについては在庫数を見る中で月々の使用枚数等を調整しながら適宜購入してる状況です。

あと、生ごみのボックス等、回収ボックス等に設置しておりますビニール袋につきましては、回収の際一緒に回収いたしまして最終的には廃プラとしてリサイクル処理しておる状況です。ただ、それを袋から出してする際にはかなりの生ごみの水気を含んでおりますので、重さもあることから専用の厚手のビニールを使っている状況でございます。

濱委員

私が生ごみを捨てるのは小さいバケツなんですけども、時期によってね、春だったら筍ですか、豆の殻とか、そういうものなんかで量がすごく多いときもありますけども、そうでないときというのは、いつも収集する量ってある程度なんです、生ごみの。そやけどこういうバケツにでっかい袋をかけてあるわけですね。だからなにか大きすぎるといふか、同じビニールであっても厚手であったりとかすると値段も高いんだろうと思うんですけども、それが使われてるっていうので、すごい細かいけれども、主婦の目としてたらこれはもったいないなという感覚でいるんです。それからその他のごみ袋ですけども、可燃ごみは家に長く留めるのが大変だから小さい袋もありますということですけどね、今ね、お年寄り1人暮らしであったりとか、少人数の家庭であったりとか、それから私もマンションに住んでますけれども、ごみの大きな袋がいっぱいになるまで置いておくっていう、そんな場所ってないんです。だからごみっていうのは、やっぱりある程度小出しするっていったらおかしいですけども、出したいなと思う時に、大きな袋でちょっとだけのごみを出すっていう、そのためにこの大きな袋を年間に何枚ほしいって感じでしてますのでね、小さいところで節約って言ったらおかしいですけども、気持ちがなんていうんですか、出しやすいといふか、そういうので対応っていうのは、もうちょっと柔軟に考えてほしいなと思うんです。お一

人暮らしのね、方が大きな袋ではそんだけのごみが貯まらないといったら変な言い方ですけども、それを家の中に置いておくっていうのが、まわりまわって部屋の中の環境だったりとか、そういうのもありますんで、ごみがどんどん減量っていうか、ちゃんとしていくためには、やっぱり使いやすいついていうごみ袋っていうのも考えてほしいなとは思っています。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開します。 濱委員。

濱委員 ごみ袋の件で、いろんな生活の形とか、人数だったりとか、皆さん住民の方いろいろありますのでね、今のごみ袋の配布であつたりとか有料の分なんかもですけども、それぞれの生活にあつたようにごみ袋を使いたいっていうのは、1つは大きいごみ袋では自分のごみの量とあわないというような、そういうふうなことだったりとか、少しだけ入れて出すのはもったいないという意見もありますのでね、これからの時代、いろんな人に対応できるようにというごみの排出のための袋っていうのをちょっと検討していただきたいというのが要望でございます。

委員長 答えはいいですね。

私の方から1点だけ。こないだ平群町の環境フェアに行かせてもらったときに、草木のごみをカットする機械を貸し出してはるのをちょっと見せていただいたんですけども、大きな枝を切り落とした時に、それを小さく切って出さないといけないんですけど、それを切るのがなかなかちょっと大変なところもあるので、そういうカッターみたいのがあればいいなと思ってそれを見せていただいたんですけど、斑鳩町の方では

そういうのはどう対策されているのかっていうことと、ちょっと研究していただけたらなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

環境対策
課長 当町では、一応木の枝ですよ、は、指定袋に入る長さ、約50センチ程度に切ってということで、排出をしていただいております。切る機械は当町では持っておらない状況で、各家庭の方でそれぞれ処理して出している状況でございます。

委員長 そういうものも、貸し出している自治体もあるので、それがどのぐらい有効なのかとか、ちょっと研究をしていただけたらなと思いますので、よろしく願いをいたします。
他にありますか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、3. 各課報告事項を議題といたします。
(1) 議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、住民生活部が所管する内容についてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

はじめに、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、児童虐待等対応の迅速化・効率化を図るために、本年度導入しました児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民

記録データと連携させることとし、そのシステム改修等にかかる経費に対して補助金が交付されることから、子ども・子育て支援交付金23万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第1目 民生費 県補助金の第1節 社会福祉費補助金で、未就学児の医療費助成において、平成31年8月を目途に現物給付方式を県内全市町村で導入することに伴い、町の福祉医療システムの改修費に対して補助金が交付されることから、51万8千円の増額、第2節 児童福祉費補助金で、国庫補助金と同様の理由により、子ども・子育て支援交付金23万5千円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

次に、歳出予算の補正についてであります。8ページをお願いいたします。

はじめに、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第5目 医療対策費で、歳入で申しあげた未就学児の医療費助成における現物給付方式の導入に伴い、システム改修が必要となることから、第13節 委託料で、町の福祉医療システム変更業務委託料103万7千円の増額、第19節 負担金補助及び交付金で、国保連合会の福祉医療システム改修費市町村負担金13万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげた児童家庭相談システムの対象児童等の情報を住民記録データと連携することから、第13節 委託料で、その連携業務委託料35万7千円の増額、第14節 使用料及び賃借料で、データ連携のためのサーバ利用に伴うクラウドサービス利用料35万円の増額をお願いするものであります。

以上で、議案第36号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

小林委員。

小林委員 児童家庭相談システムについてなんですけれど、すみません、奈良県どこの会社を使ってはったのかと、ランニングコスト、今教えていただいて約35万円でいいのかと、このシステム改修にかかる業務内容としてですね、役場の方の担当課の方で新たなシステムに、追加でシステムを入力しないといけないような項目とかあるのかお聞かせいただきたいと思います。

福祉子ども課長 こちらの児童家庭相談システムにつきましては、県のシステムではなく、斑鳩町内で、福祉子ども課でありますとか、健康対策課でありますとか、要保護児童に関して、今まで紙ベースで記録の管理を行っていたものを、情報を全部電子化しまして、それでシステム管理をするというシステムとなっております。

小林委員 奈良県が平成20数年から導入しているシステムとは連携をしていないという認識と、このシステム導入によって、要保護児童対策の関係の迅速化とかいろいろおっしゃってましたけれども、このシステムの中にはですね、これまでもうすでに18歳以上になってしまったけれども、その18歳以上の人たちが小さいときにこの対象になっていたという情報は追加で入力するのかそのあたりお聞かせいただきたいと思います。

福祉子ども課長 システムには追加で入力することはできますが、現在は今、進行管理を行っている児童のみを入力して管理している状況でございます。

小林委員 新たな社会的養育のあり方の方で、国の方で検討している中で、このシステム導入も、ここ数年とかいろいろたくさんの施策の方が項目盛り込まれてますけれども、その中で18歳以降の支援の継続についてという項目もいろいろありますけれども、その必要性のほうだけ国の方で今

後施策として整備していかなければいけないというふうに言うてはりますけれども、そうなってきたらその時に大きくなった子どもたちの情報も追加することができるシステムというふうな認識でよろしいんですかね。

福祉子ども課長

おっしゃるとおりでございます。

委員長

次に、(2)斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の支給割合の改定について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長

それでは、各課報告事項の(2)斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の支給割合の改定について、につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料2をごらんいただけますでしょうか。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布され、一定以上の所得を有する被保険者への給付割合の改正に伴い、当町の介護予防・日常生活支援総合事業のサービスにつきましても、介護給付等と同様に事業費の支給割合の改定を行うものでございます。

改定内容といたしましては、本人の合計所得金額が160万円以上の者のうち、220万円以上の者の支給割合を80/100から70/100に改定するものでございます。

適用は、平成30年8月1日以後に利用された事業に係る事業支給費について適用をいたします。

以上、斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の支給割合の改定についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 非常に基本的なことを聞いて申し訳ないんですけど、支給割合が減額されるっていうのは、どういうふうに。

長寿福祉課長 これを裏返しますと、利用者負担につきまして、100分の80というのは2割負担の方、100分の20の負担の方、これが100分の70が支給、介護保険でいう給付にあたりますので、3割負担、2割から3割負担に変わるという形でございます。

委員長 中川委員。

中川委員 この年金収入と340万以上が該当するいうんか、何名ぐらいいてはるの。

長寿福祉課長 平成29年度のデータになりますけれども、斑鳩町、これ、利用者負担の方になりますので、まず2割負担とされる方っていうのが、217名いらっしゃいました。そのうち今回3割負担となる、これは推計となりますけれども、こちらでいきますと全体の3%台位になりますので、だいたい70名ぐらいが該当者が、サービスの利用者ではなくて、対象者としてまず70名出られると考えております。

中川委員 利用されている人の中で言うたら、対象にあてはまる人って何人ぐらいいるんやろ。

長寿福祉課長 ただ今申し上げました、70名からでいきますと、このうち、まず要支援の認定を受けられて、かつ総合事業を受けられている方の改正となりますので、あくまでも推計でございますけれども、1名から2名出てくるものと考えております。

委員長 次に、(3)病児保育について、理事者の報告を求めます。 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項の（３）病児保育について、ご報告させていただきます。

昨年度から、西和7町での病児保育の実施に向けて、7町の事務担当者と奈良県及び西和医療センターの関係者との調整を行ってまいりましたが、奈良県等関係機関との協議の代表となっただいている三郷町から、各町の意向について最終確認が行われ、5月21日に開催されました事務担当者会議におきまして、平群町、三郷町、斑鳩町、上牧町、王寺町、この5町が実施主体となり、病児保育の実施に向けて、協議を進めていくことが確認されましたので、ご報告させていただきます。

なお、今後、この5町におきまして、実施までのスケジュール、施設整備及び運用に関する経費の負担割合、病児保育の具体的な実施内容等について協議を行う予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、病児保育についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小林委員。

小林委員 昨年からも今回加わらなかった2町につきましては、自分のところのような意向を持っておられましたので、仕方がないのかなと思えますけれども、5町でする方がいっぱいになったけれども、今回加わらなかったところとも協定とかいろいろ結んで、斑鳩町が、5町がそういうふうに柔軟に対応できるような話を継続して続けはるのか、それは5町は5町でいく、2町は2町でそのまま自分たちで自前でいくとあって、情報の交換とか全くされる予定はないんですかね。

福祉子ども課長 今回参加されない、安堵町、河合町さんがですね、今後病児保育がスタートした段階で、やはり同じように病児保育を実施したいという申し出があった場合に対応できるような仕組みづくりというのを、5町の中

でこれから検討してまいりたいという方向で意思統一ができております。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 小林委員。

小林委員 先ほど、要保護児童対策地域協議会についてちょっとお話出ましたけれども、現時点です、斑鳩町でどれぐらいの方が、この協議会で協議されているのか、各項目について何人ぐらいおられるのか、お手元に資料がありましたら、教えていただきたいなと思います。

委員長 浦野福祉子ども課長。

福祉子ども課長 全体でケース管理を実施している件数ですね、60件になります。その中で特定妊婦については4件、全体で60件ですが、それ以外のちょっと細かい数字については、申し訳ございません、今持ち合わせておりません。

小林委員 また、次回の委員会の際にちょっと個別のデータを提示していただきたいのと、今言っていた個別の項目もですね、先ほど言っていたシステムの方に細かく登録されるという認識でいいんですよね。

福祉子ども課長 そのとおりでございます。

も課長

委員長

他にございませんか。 濱委員。

濱委員

すみません、私、一般質問でも生活保護の方についての質問をさせていただいたんですけども、ちょっとそれとは離れますけども、中和福祉の担当の方ってというのが、何人かいらっしゃって、斑鳩町の方を何人かずつ担当されてると思うんですけども、その辺のことを教えていただきたい、どのぐらいの人数を1人で見ておられるのかとか、もしわかれば。それと、担当が変わったということで、ご挨拶いただいたっていう方がいらっしゃったんですけども、中和福祉の方が直接受給者の方のところを訪問されるっていうのは、町の方に連絡があって何か一緒にされているのかどうかとか、その辺のところ教えていただきたいんです。

福祉子ども課長

ケースワーカーの方のことだと思うんですけども、申し訳ございません、今ちょっと何名の方が斑鳩町で担当されているのかというところまでは私、いま把握しておりませんので、また後日報告させていただきますが、生活保護について相談者から中和福祉事務所に個別の案件があった場合ですね、当町の担当者にも連絡が入って一緒に相談に行くということはよくございます。実際に生活保護の相談があった、まず町の窓口にありますので、最初生活保護の受給が決まるまでというのは、必ず町の職員も一緒に立ち会って相談させていただいていますので、その辺は連携をとってやっております。

濱委員

人数だったりとかね、どの方がどの方を担当されているのかとか、その辺はまたちょっと教えていただきたいんですけども、中和福祉が定期的に受給者の方に提出を求める、何かを出してくださいとか確認をするとか、そういうのをきちっと月に1回するんだとか、何か月に1回するんだとか、そういう決まりみたいなものはあるんですか。

委員長 植村住民生活部長。

住民生活 ちょっと細かい決まりというのは、私どもも承知しておりませんが、もともと生活保護というのは金銭の扶助だけではなくて、その方が生活で自立していくということが本来の目的でもあります。ですので例えば生活保護を支給するのは毎月5日というように、現金支給する場合は必ず役場へ生活保護受給者も来られますので、その時には中和福祉事務所の職員が役場まで来て、窓口でお金を渡す際に日常の生活の状況とか、あるいは仕事を探してるのかどうかとか、そういうようなことを伺っております。生活保護の給付そのものを窓口でお渡ししていない、口座で渡しているという方もおりますけれども、先ほど申しましたように、そもそも日常生活をどうしていくのかと、いつまでも生活保護を受けている状態ではなく、自立した生活をしていくという観点から、中和福祉事務所のケースワーカーが定期的にご本人さんにコンタクトを取ってその辺の状況を聞いたり、あるいは支援をしたり助言をしたりということをしているということ聞いております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

(町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時05分 閉会)